

日本学生オリエンテーリング選手権実施規則

※条項に(ロング),(ミドル),(スプリント),(リレー)とある場合、当該条項は該当する競技部門にのみ適用される。

第1章 全般的な規則

第1条 規則の適用

1. この規則は、日本学生オリエンテーリング連盟(以下、日本学連と略す)が主催する、日本学生オリエンテーリング選手権大会(以下、インカレと略す)に適用される。
2. すべての選手登録者、選手を支援する者(以下、チームオフィシャル)、競技を運営する者およびその他の併設大会参加者・観戦者・報道関係者など選手権競技者と接する者は、この規則に従う。
3. 競技者、主催者および裁定委員は、この規則の解釈にあたっては、スポーツとしての公正さの保持を第一義としなければならない。
4. インカレ実施規則で定められた事項を、当該インカレに限定して不適用とし、変更する必要がある場合、1か月前までに日本学連理事会へ申し出なければならない。また、不適用条項は技術委員会の諮問および日本学連理事会の承認を必要とする。不適用条項と変更内容は、ブリテンに明記される。
5. インカレ以外の大会にインカレを併設して開催している場合、この規則に定める内容を不適用とする際は、日本学連から派遣されたイベントアドバイザーの同意のみを必要とし、日本学連理事会の承認を不要とする。

第2条 競技部門と競技形態・種別

1. インカレは、次の8つの競技部門を設ける。
 - ・男子ロング : 個人ロング・ディスタンス競技部門
 - ・女子ロング : 個人ロング・ディスタンス競技部門
 - ・男子ミドル : 個人ミドル・ディスタンス競技部門
 - ・女子ミドル : 個人ミドル・ディスタンス競技部門
 - ・男子スプリント: 個人スプリント競技部門
 - ・女子スプリント: 個人スプリント競技部門
 - ・男子リレー : 3名のリレー競技部門
 - ・女子リレー : 3名のリレー競技部門
2. インカレは、昼間競技で行う。
3. インカレは、単一レース競技で行う。
4. インカレは、ポイント競技で行う。

- 男子ロング・女子ロングにおける優勝者をロング・ディスタンス競技選手権者、男子ミドル・女子ミドルの優勝者をミドル・ディスタンス競技選手権者、男子スプリント・女子スプリントの優勝者をスプリント競技選手権者、男子リレー・女子リレーにおける優勝校をリレー競技選手権校とする。

第3条 日程

- インカレの各競技部門の開催は、年1回とする。
- インカレの日程と通称は、原則として次のとおりとする。
 - ・秋インカレ(8月～12月):ロング、スプリント
 - ・春インカレ(1月～3月):ミドル、リレー
- インカレは、開会式、閉会式を別途行うことができる。

第4条 参加規定

- 選手権競技者は、日本学連に競技者登録されていなければならない。
- 各加盟校および各準加盟校(以下、各校と略す)は、選手権競技者資格を有する者からなる選手登録名簿を申し込み時に提出する。

(ロング、ミドル、スプリント)

- 競技者数は、原則男子60名、女子30名とし、別に定める規則によって各地区学連に配分される。各地区学連に配分される競技者枠は、別に定める『インカレロング競技者数およびその配分に関する規則』『インカレミドル競技者数およびその配分に関する規則』『インカレスプリント競技者数およびその配分に関する規則』によって決定される。競技者は、選手登録名簿に記載された者とする。

(リレー)

- リレーの出場資格校は、日本学連の加盟校とする。各校は、男女各々1チームをリレーに出場させることができる。リレーのチームは、選手登録名簿に記載された者により構成される。なお、男子リレーに女子選手を出場させることができる。
- リレーへのエントリーが性別毎に2名以下の加盟校および準加盟校は、他の加盟校と連合でリレーに出場することができる。但し、記録は参考記録とする。
- 各校は、選手登録者とは別に、チームオフィシャルを同行させることができる。各校は、チームオフィシャル登録名簿を申し込み時に提出する。各校に認められるチームオフィシャルの人数は、以下のとおりとする。
 - ・男子クラスの選手権への選手登録に対して、2名
 - ・女子クラスの選手権への選手登録に対して、2名

7. 競技者は、自己の安全に対して自ら責任を負う。競技者が負った怪我、障害、損害について主催者は一切責任を負わない。また、競技者が第三者に与えた損害についても競技者自身が責任を負う。

第2章 競技会に関する規則

第5条 競技会についての情報

1. 公式の情報は、書面で通知しなければならない。緊急の場合およびチームオフィシャルミーティングの質問に応える場合に限り、口頭での通知が認められる。
2. 主管者は、インカレに関する必要な情報を、ブリテンとしてすべての地区学連および日本学連事務局へ送付、あるいはWebサイトにて公開する。
3. ブリテンに記載する情報とその発行時期は以下の通りとする。なお、ブリテン4(追加の競技会情報)は、公式掲示板に掲示するか文書を配布する方法で、現地で競技者に提供されなければならない。

・ブリテン1 (大会6カ月前まで):

- ・開催日
- ・開催地
- ・主管者の連絡先
- ・実行委員長・運営責任者・競技責任者・コース設定者の氏名
- ・イベントアドバイザーの氏名
- ・立入禁止区域

・ブリテン2 (大会4カ月前まで):

- ・ブリテン1で提供されたすべての情報
- ・トレインの概要
- ・地図に関する情報(縮尺、等高線間隔、準拠する地図図式)
- ・使用するパンチングシステム
- ・モデルイベントに関する情報
- ・一般クラス・併設大会がある場合その情報
- ・観戦者のための情報
- ・宿泊・輸送に関する情報
- ・参加費
- ・申込方法・申込締切日

・ブリテン3 (大会2週間前まで):

- ・ブリテン2で提供されたすべての情報
- ・気象情報

- ・集合場所・会場
 - ・特殊な地図表記
 - ・特殊な位置説明
 - ・コース距離・登距離
 - ・優勝設定時間・最大競技時間
 - ・競技のイベントスケジュール
 - ・シード選手の氏名
 - ・各地区学連に配分された競技者数
 - ・代表者ミーティングに関する情報
 - ・調査依頼に関する情報
 - ・承認された実施規則の不適用条項と変更内容
 - ・その他競技に関する留意事項
 - ・アンチ・ドーピングのための必要条件
- ・ブリテン4/公式掲示板(当該競技前日18:00まで):
- ・裁定委員の名前と卒業した大学
 - ・隔離ゾーンの場所および隔離を求めるクラス
 - ・チームオフィシャルがその中に入らなければならない時間
 - ・その他特記事項

第6条 申し込み

1. インカレの申し込みは、所定の方法によって、ブリテン2に示された締切日までに行われる。
(ロング、ミドル、スプリント)
2. ロング、ミドル、スプリントにおいて、各地区学連の代表者は、競技前日の16時までであれば、競技者を交替させることができる。
(リレー)
3. リレー出場校は、リレーの競技者と競技順を競技前日の16時まで提出する。競技者に不慮の事故の場合、リレー競技開始1時間前までであれば競技者を交替させることができる。但し、この場合は裁定委員の承認を必要とする。

第7条 モデルイベント

1. 『日本オリエンテーリング競技規則』「8.モデル・イベント」に準ずる。

第8条 スタート順の決定とスタートリスト

(ロング、ミドル、スプリント)

1. スタート抽選は、イベントアドバイザーの元、あるいは公開で行われ、当該競技前日の17時までには発表される。
2. スタート順等において配慮される競技者(シード選手)を設けることができる。シード選手は、イベントアドバイザーの承認を必要とする。シード選手の選出数は、男子8/女子6程度とする。
3. 競技者は、男女それぞれ1人ずつ同一の時間間隔でスタートする(タイムスタート)。スタート間隔は、ロング、ミドルは少なくとも2分間はとるものとする。スプリントは少なくとも1分間はとるものとする。

(リレー)

4. リレーにおけるコースの組み合わせの抽選は、イベントアドバイザーの元で行われる。コースの組み合わせは、最後の競技者がスタートするまで秘密にされる。

第9条 テレイン

1. 『日本オリエンテーリング競技規則』「11.テレイン」に11.2を除き、準ずる。
2. テレインは、どの競技者も不当に優位に立つことのないよう、競技の前に少なくとも2年間オリエンテーリングに利用されないようにする。

第10条 地図

1. 『日本オリエンテーリング競技規則』「12.地図」に12.1を除き、準ずる。
2. 地図、コース・マーキング、および追加印刷は、『国際オリエンテーリング地図図式』または『国際スプリント・オリエンテーリング地図図式』に準拠して作成、印刷する。逸脱する場合はイベントアドバイザーの同意を必要とする。

第11条 コース

1. 『日本オリエンテーリング競技規則』「13.コース」「14.制限されているエリアおよびルート」に13.8を除き、準ずる。
2. インカレのコースは、以下の優勝時間を想定し、設定される。

	男子	女子
ロング	70-80分	60-70分

ミドル	30-35分	30-35分
スプリント	13-15分	13-15分
リレー(各競技者)	35-45分	35-45分
リレー(合計)	105-135分	105-135分

第12条 コントロール位置説明

- 『日本オリエンテーリング競技規則』「15.コントロール位置説明」に準ずる。

第13条 コントロールの設置

- 『日本オリエンテーリング競技規則』「16.コントロールの設置」に準ずる。
- コントロールには、コントロール役員を置くことができる。コントロール役員は競技者を妨げてはならず、タイム・順位・その他の情報を与えてはならない。さらにコントロール役員は、静粛に、目立たない服を着用して、競技者がコントロールに接近するのを手助けしてはならない。これらの規則は、ラジオやテレビコントロール役員、給水コントロール役員、報道関係者にも適用される。但し、演出の都合で情報の提供が行われる場合はイベントアドバイザーの了承を得て実施することが出来る。

第14条 パンチングシステム

- 『日本オリエンテーリング競技規則』「17.パンチング・システム」に準ずる。

第15条 服装および器具

- 『日本オリエンテーリング競技規則』「18.服装および器具」に準ずる。

第16条 スタート

- 『日本オリエンテーリング競技規則』「19.スタート」に準ずる。

第17条 フィニッシュおよび計時

1. 『日本オリエンテーリング競技規則』「20.フィニッシュおよび計時」に準ずる。

第18条 成績

1. 『日本オリエンテーリング競技規則』「21.成績」に準ずる。

第19条 表彰

1. 各競技部門6位までを表彰する。
2. 参考記録の競技者および学校は表彰の対象とならない。

第20条 公正な競技

1. 『日本オリエンテーリング競技規則』「23.公正な競技」に23.11を除き、準ずる。
2. 競技会の主催者、または(提訴があった場合には)裁定委員は、プリテンでプログラムとして定義されている競技会中において、罰則を課す責任をもつ。
3. インカレは日本アンチ・ドーピング規程に基づくドーピング・コントロール対象大会である。
4. 選手権競技者はアンチ・ドーピング研修の受講が必要である。

第21条 調査依頼と提訴

1. 『日本オリエンテーリング競技規則』「24.調査依頼」「25.提訴」に準ずる。

第3章 運営に関する規則

第22条 インカレ実行委員会

1. インカレは、インカレ実行委員会が主管する。
2. インカレ実行委員会は、当該インカレの1年前までに日本学連理事会の承認のもとで組織される。

第23条 秘密保持

1. 主管者、イベントアドバイザーおよびその補佐、その他テレインやコースを知る者は、競技上の公正さを保つための秘密を保持する義務を負う。

第24条 経費

1. 『日本オリエンテーリング競技規則』「5.経費」に5.5を除き、準ずる。

第25条 裁定委員会

1. 『日本オリエンテーリング競技規則』「26.裁定委員」に26.2、26.3、26.9を除き、準ずる。
2. 裁定委員会は、異なる出身校の3名で構成される。裁定委員は、インカレ実行委員会が指名し、競技の前日までに全員の氏名が公表される。裁定委員は、大会組織に関与してはならない。
3. 裁定委員会がまだ組織されていないか、競技会が終わって裁定委員会が既に活動を終了していた場合には、日本学連理事会が裁定委員会の役割を担う。

第26条 上訴

1. 裁定委員会の裁定にいたるまでに重大な手続き上の瑕疵があった場合、またはインカレ実施規則が明らかに誤って適用または解釈されていた場合に限り、日本学連理事会へ上訴を行うことができる。

第27条 イベントアドバイザー

1. イベントアドバイザーは、日本学連を公式に代表し、主管者に対して派遣される。
2. イベントアドバイザーの主な任務は、インカレ実施規則が遵守されていることを確認することである。また、必要のある事項については技術委員会との協議を行う。
3. イベントアドバイザーは、インカレが適正に行われるように、少なくとも以下の任務を遂行する。
 - ・ブリテンの内容を確認すること
 - ・会場、トレインの適格性を確認すること
 - ・スケジュール全体(宿泊、食事、輸送、日程、費用、トレーニングの機会)を確認すること
 - ・スタート、フィニッシュ、チェンジオーバーエリアのシステムとレイアウトを確認すること
 - ・計時システムの信頼性と正確性を判断すること
 - ・地図が規定に合致しているか確認すること
 - ・地図の正確さ、作図・印刷の妥当性を確認すること
 - ・コースの適格性(距離、競技時間、難易度、コントロール位置と設置状態、偶然性の排除など)を確認すること
 - ・リレーにおいては、コースの分割方法と組み合わせが適切かどうか確認すること
 - ・コントロール位置説明が適切かどうか確認すること
 - ・式典が適切かどうか判断すること
 - ・競技への影響の可能性の観点から、報道関係者、観客等に対する処遇を確認すること
 - ・運営組織、人事、会計および競技運営全般を確認すること
4. イベントアドバイザーは、インカレ開催期間中、大会会場に常駐し、以下の任務を遂行する。
 - ・主管者に対して助言を与えること

- ・裁定委員会の提訴に関わる審議を補佐すること
5. イベントアドバイザーは、以上の他に自らの裁量で、インカレの準備と実行に関係ある活動を確認する。
 6. イベントアドバイザーは、必要に応じて任務を補佐する者を指名することができる。イベントアドバイザー補佐は、特に、地図作成、コース、イベント、運営組織、人事、会計、スポンサー、メディア等のうち、イベントアドバイザーが必要と考える分野において任務を補う。

第28条 報告

1. 各競技終了後3カ月以内に、主管者は次の内容の報告書を作成する。
 - ・大会実施報告
 - ・スタート順と公式成績
 - ・イベントアドバイザーの報告
 - ・将来への提言
2. 主管者は、すべてのブリテンとプログラム、大会報告書を日本学連事務局に送付する。日本学連事務局は、これらを資料として保存する。
3. 報告書は、すべての加盟校および準加盟校、日本学連事務局、および次年度の主管者に送付される。

第29条 メディア・サービス

1. 主催者および主管者は、メディア取材者に対して、報道するに好都合な機会を提供することが望ましい。
2. 主管者は、競技の公平さを損ねない限りにおいて、メディアの報道のために最大限の努力をすることが望ましい。

第30条 改正

1. 本規則の改正は日本学連総会の議決による。

第31条 施行

1. 本規則は2004年4月1日より施行する。
2. 本規則は2025年4月5日より改正施行する。

2003年11月15日 制定

2004年11月 6日 改正

2005年11月 7日 改正

2007年 4月 1日 改正

2008年 3月10日 改正

2009年11月22日 改正

2015年 3月 9日 改正

2016年 3月14日 改正

2019年11月 9日 改正

2021年 9月19日 全文改正

2021年12月 5日 改正

2025年 4月 5日 全文改正